

広報うねだ

毎月1日・16日発行

昭和57年8月16日

第 869 号

発行 上 田 市
編集 秘 書 課
電話 上田②4100
印刷 田 辺 印 刷



みんなで「わっしょい」

第11回を迎えた市民の祭り「上田わっしょい」は、7月31日、目抜き通りを中心に盛大に行われました。午後5時から始まった「みこし」は、13基の江戸みこしなどで盛り上っていましたが、7時過ぎからあいにくの雨降りとなりました。しかし、「踊り」は予定どおり7時45分にスタート。どの連も、雨など忘れたかのように元気いっぱいに踊り、祭りが最高潮を迎えた9時には雨もあがり、通りは人の波で埋まりました。

主 な 内 容

台風10号農作物を襲う.....	2 ページ
9月1日に総合防災訓練.....	3 ページ
計量器の定期検査を実施.....	4・5 ページ
カメラレポ.....	6 ページ
上田の印象・観光客にインタビュー.....	7 ページ
お知らせ.....	8・9 ページ
あなたの国民年金.....	10 ページ

市民と市長の日

毎月1日に行っています「市民と市長の日」を、来月は都合により9月2日(休)午前9時から午後4時まで、市役所3階市長室で行います。お気軽におでかけください。

農地問題相談日

「農地問題相談」を9月1日(休)午前8時30分から午後5時まで、市役所2階農業委員会事務局で行います。お気軽におでかけください。

第 868 号
西 牧 惇さん
(常磐城六丁目) 常磐町 五六
大角時子さん
(中央二丁目) 海野町 八〇
渡辺喜平さん
平井寺 八〇
内藤 覚さん
(緑が丘一丁目) 新屋 五五
上野末記さん
(材木町二丁目) 染屋 八六
下塩尻 六一
中沢登理次さん
遠藤秀幸さん
(緑が丘二丁目) 新屋 六八
下小島 八一

台風10号・農作物を襲う

りんごなど果樹に大被害



出荷期を迎えたりんごが強風のため落果(神科山口で)

八月一日夜から二日早朝にかけ、県下を通り抜けた台風十号は、雨を伴った強い風で、上田地方にも大きな被害を及ぼしました。

上田気象連絡所の調べでは、台風による雨量は三十六ミリで、風は二日午前〇時に最大風速十三メートルを記録しました(最大瞬間風速は推定で約二十メートル)。この強い風のため、りんごなどの果樹が落果したり、市道などが倒木で遮断されたり、住宅の屋根が破損するなどの被害が続出しました。

降ひようと台風の

ダブルパンチ

被害の中でも農作物、特にりんご、ぶどうなどの果樹類は、大きな打撃を受けました。りんごは、出荷期を迎えていた「つがる、い

わい」などが木の下にビッシリと落果。りんごを栽培しているある農家の主婦は「今年は五・六月に降ひよう、八月に台風と、踏んだり

がつくり肩を落としていました。桃は、出荷期に入っていただけに落果もひどく、ぶどうも巨峰を中心に袋をかけたまま落ちるといった状態でした。

市農林課が、八月三日現在でまとめた農作物の被害は、果樹二億一千万円、野菜八千三百万円、花一千二百万円など、それに農業用施設三千二百万円を含めて、合計では三億四千五百万円となっています。

河川敷グラウンド

使用不能に

市の施設では、諏訪形を除いた千曲川の河川敷グラウンド十一面が、千曲川の増水により冠水し、土砂が流れ込んだため使用不能となりました。河川敷グラウンドは、昨年八月の台風十五号でも土砂が流入したため、この四月までに約七千万円かけて復旧させたばかりでした。また、五中の体育館では、強い風で屋根の一部が破損するといった被害も出ています。

被害状況をまとめると、軽傷者二人、住宅一部破損五世帯、床下浸水四世帯、倒木十九件、河川のはん濫・浸食八か所、土砂くずれ一か所、田畑の冠水二か所などとなっています。

電信電話債券をお調べください

＝上田電報電話局＝

お手元の加入者電信電話債券をお調べください。あなたが所持の電信電話債券は、満期になっていたり、抽選に当たったりしていませんか。償還期日後は利息がつかまないので、お早めにお受け取りください。お問い合わせは上田電報電話局へ(☎24000 無料)

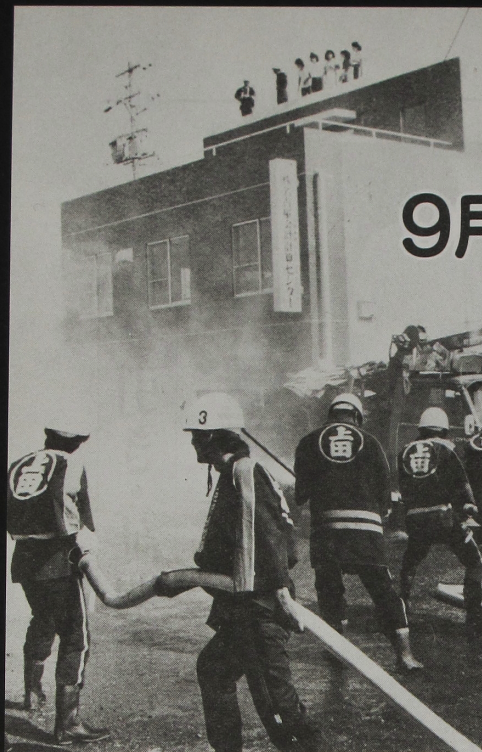
NHKの「民謡をあなたに」

8月28日午後8時に放映

NHKの人気番組「民謡をあなたに」の公開録画が、6月16日市民会館でありました。この番組は、8月28日(土)午後8時からNHKで放映される予定です。どうぞご覧ください。

9月1日に総合防災訓練

市内全域を対象に



昨年の総合防災訓練

九月一日(例)の「防災の日」に、市は今年も市内全域を対象とした、総合防災訓練を実施します。訓練内容は、大別して水防避難訓練、全市民的避難訓練、総合防災訓練の三訓練です。

訓練を実施する場合には、九月一日の午前五時三十分には花火を打ち上げます。(雨天の場合は中止)

水防避難訓練

水防避難訓練は、「沢山湖が地震のために決壊し、手塚・新町、十人の住民に避難命令が発せられた」との想定で実施します。水防避難訓練の概要は、次のとおりです。

『午前六時、東海沖にマグニチュード八の地震が発生。上田市は、震度六の烈震だった。午前六時五分、野倉地籍にある沢山湖の堤防が決壊し、出水したとの連絡があり、水防作業を実施するも、出水

避難訓練

はますます増大し、各河川は水があふれ、住居などの床上・床下浸水が続出した。このため、川の流れを変える作業をしたが、沢山湖の決壊は増大し被害が拡大している。手塚、新町、十人の住民に避難命令が発せられ避難した。』

避難訓練は、全市民を対象に実施します。

『午前六時に発生した震度六の地震によって、市内各所で家屋が倒壊し、火災が発生した。このため、午前六時三十分、全市民に避難命令(花火、打鐘、有線などの方法でお知らせします)が出され、市民は自治会ごとに設けた避難場所に避難した。』

なお、この訓練では、自治会長の皆さんに各自治会の避難者数を、広域避難場所に待機している市担当職員に報告していただきます。

総合防災訓練

総合防災訓練は、「東海地震の余震によって、中塩田地籍の工場、中学校から火災が発生した」との想定で行います。

『東海地震の余震によって、中塩田地籍を中心に数十戸の住宅が倒壊し、五加地籍のオルガン針中塩田工場からは火災が発生した。火災は、東北の強風にあおられ延焼したため、午前九時二十五分、

昭和57年度 上田市防災訓練進行表

訓練種別	AM 6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	PM 1:00
東海地震発生	6:00							
災害対策本部設置	6:05							
沢山湖決壊	6:05							
水防避難訓練	6:10	7:00						
避難訓練(手塚・新町・十人)	6:20	7:00						
避難訓練(全市)	6:30	7:00						
災害発生				9:15				
消防訓練				9:20	10:00			
避難訓練(五加・上本郷)				9:25		11:30		
救出救助訓練				9:40	10:00			
救護訓練								
給食訓練				9:50		11:15		
給水訓練								
防疫訓練					10:00	11:15		
被害調査訓練					10:00	11:15		
初期消火訓練					10:00	10:30		
復旧訓練(中部電力(株)など)				9:30		11:15		
終了式						11:15	11:30	

初期消火訓練

五加、上本郷の住民に避難命令が出され、塩田中学校校庭に避難した。一方、塩田中学校給食室から火災が発生し、学校長から火災の通報があった。中学校の管理棟二階には、教職員三人と生徒六人が取り残されたため、救出・救護活動が行われた。

総合防災訓練では、この他に避難者などを対象とした給食・給水訓練、床上・床下浸水住宅の防疫訓練も実施します。

初期消火訓練は、建設業協会の協力を得て実施します。まず、塩田中学校に燃焼小屋を建て、ストープによる火災を発生させます。これを諏訪形・分去の婦人消防隊の皆さんが、初期消火訓練として、消火活動を行います。

また、中塩田小学校では、電気、電話、ガス、水道などの復旧訓練も行います。

落果、りんごを栽培しているある農家の主婦は、「今年は五・六月に降ひょう、八月に台風と、踏んだりけったりのダブルパンチです」と

はんぱ・浸食八か所、土砂くずれ一か所、田畑の冠水二か所などとなっています。

電信電

お手元の
あなたがお持
抽選に当選
がつかませ
お問い合

取り引き・証明用

計量器の定期検査を実施



課計量係へご連絡ください。

検査での注意事項

- 検査には手数料が必要です。(次ページ参照)
- 計量器は、よく掃除をしてきてください。
- 分銅、増おもりは、計量器と一緒にをお持ちください。
- 合格した計量器には、次の「合格ステッカー」がはられます。



昭和57年 合格ステッカー

計量器を取り引き(商品の売買、運送、医薬品の調剤、農産物の売買など)、または証明(病医院、官公庁など)に使用する方は、その計量器の定期検査を一年に一度、受けることが計量法により義務づけられています。

なお、計量器が二十台以上ある場合、建物などに取り付けてある場合、または光電式はかり、電気抵抗線式はかりの場合は、申請により出張検査も行います。これら以外の計量器をお持ちの方は、各会場で検査を受けてください。

出張検査を希望される方は、「所在場所検査承認申請書」を九月十八日(土)までに商工課計量係へ提出してください。この申請書は、商工課にあります。

この検査は、使用段階における計量器の正確さを維持することにより、社会秩序を守るために必要なものです。今年は、計量器の定期検査を下表により実施しますので、該当者は最寄りの会場で、必

また、転廃業などで計量器を使

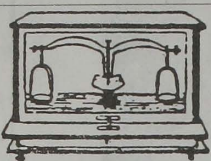
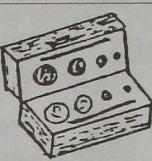
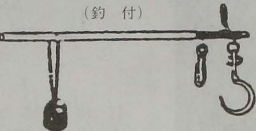
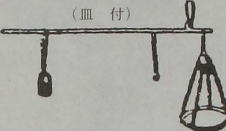
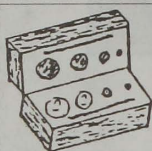
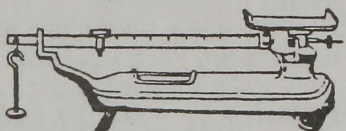
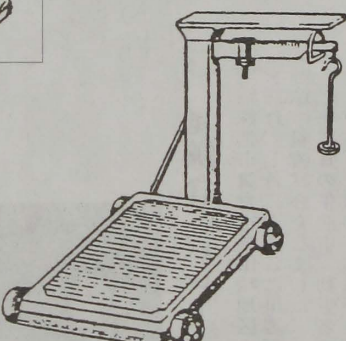
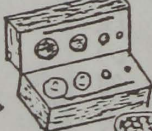
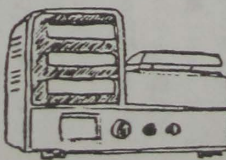
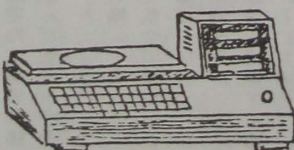
この定期検査を受けない場合、計量法により罰せられることがあります。

へお問い合わせ
商工課計量係 ☎ 24100 内線

昭和57年計量器定期検査日程表

実施日	検査会場	検査時間	対象地区	実施日	検査会場	検査時間	対象地区
8月30日(月)	川西公民館	午前9:30～11:30	川西地区	9月8日(木)	上田卸商業会館	午後1:30～3:30	秋和地区 塩尻地区
8月30日(月)	泉田公民館	午後1:30～3:30	泉田地区	9月9日(木)	上田卸商業会館	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	秋和地区 塩尻地区
8月31日(火)	鈴子公民館	午前9:30～11:30	東塩田地区	9月10日(金)	大屋公会堂	午前9:30～11:30	神川地区
8月31日(火)	西塩田会館	午後1:30～3:30	西塩田地区	9月10日(金)	農村環境改善センター	午後1:30～3:30	豊殿地区
9月1日(水)	塩田解放会館	午前9:30～11:30	中塩田地区	9月13日(月)	上野が丘公民館	午前9:30～11:30	神科地区
9月1日(水)	相染閣	午後1:30～3:30	別所地区	9月13日(月)	西部公民館	午後1:30～3:30	西部地区
9月2日(木)	新田区民会館	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	北部地区	9月14日(火)	市役所計量検査室	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	中央地区
9月3日(金)	南天神町公会堂	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	南部地区	9月16日(木)	市役所計量検査室	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	全市
9月6日(月)	上田水道管理事務所	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	城下地区	9月17日(金)	市役所計量検査室	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	全市
9月7日(火)	上田点字図書館	午前9:30～正午 午後1:00～3:00	東部地区	9月18日(土)	市役所計量検査室	午前9:30～11:30	全市
9月8日(水)	川辺町会館	午前9:30～11:30	川辺地区	—	—	—	—

定期検査を受ける計量器と検査手数料額

質 量 計	形 状 (主なもの)	能力(ひょう量)および手数料
手 動 天 び ん (分銅を含む)	 	感量が ひょう量の $\begin{cases} \frac{1}{10,000} \text{ をこえるもの} & \cdots \cdots 200\text{円} \\ \frac{1}{10,000} \text{ のもの} & \cdots \cdots 300\text{円} \end{cases}$
棒 は か り (おもりを含む)	 	ひょう量 $\begin{cases} 50\text{kg以下} & \cdots \cdots 100\text{円} \\ 100\text{kg以下} & \cdots \cdots 150\text{円} \\ 100\text{kgをこえるもの} & \cdots \cdots 200\text{円} \end{cases}$
皿 手 動 は か り (分銅及び増おもりを含む)	等 比 	能力を問わず 1 台につき $\cdots \cdots 150\text{円}$ 分 銅 $\cdots \cdots 100\text{円}$
	そ の 他 	能力を問わず 1 台につき $\cdots \cdots 300\text{円}$ 増おもり $\cdots \cdots 50\text{円}$
台 手 動 は か り (増おもりを含む)		ひょう量 $\begin{cases} 100\text{kg以下} & \cdots \cdots 200\text{円} \\ 200\text{kg以下} & \cdots \cdots 350\text{円} \\ 500\text{kg以下} & \cdots \cdots 600\text{円} \\ 1 \text{ t 以下} & \cdots \cdots 1,000\text{円} \\ 2 \text{ t 以下} & \cdots \cdots 1,700\text{円} \end{cases}$ 増おもり $\cdots \cdots 50\text{円}$
指 示 は か り	    	直線目盛のもの 1 台につき $\cdots \cdots 100\text{円}$ その他のもの ひょう量 $\begin{cases} 100\text{kg以下} & \cdots \cdots 200\text{円} \\ 200\text{kg以下} & \cdots \cdots 350\text{円} \\ 500\text{kg以下} & \cdots \cdots 600\text{円} \end{cases}$ 分 銅 $\cdots \cdots 50\text{円}$
光 電 式 は か り 電気抵抗線式 はかり	 	1 台につき $\cdots \cdots 600\text{円}$

第 869 号
なもので、今年に計量器の定期検査を下表により実施します。で、該当者は最寄りの会場で、必ず受けてください。

工課にありません。この申請書は、商
また、転廃業などで計量器を使
用しなくなった場合は、必ず商工
へお問い合わせ。

商工課計量係： ☎ 24100 内線
603・有線 20745

実施日
8月30日(月)
8月30日(月)
8月31日(火)
8月31日(火)
9月1日(水)
9月1日(水)
9月2日(木)
9月3日(金)
9月6日(月)
9月7日(火)
9月8日(水)

上田の印象



▲別所温泉森林公園が完成

上田市森林組合が、54年度から建設していた別所温泉森林公園がこのほど完成し、7月23日には現地で行われました。

森林公園は、総面積が約23ヘクタールあり、別所温泉から車で約10分のところにあります。昭和56年度までにきのこ園、栗園などができていました。

このたび森林総合センター(写真)、キャンプ場などが完成しました。森林総合センターは、木造2階建て、建て面積411平方メートルで、大会議室、展示室、管理室などがあります。



▼三中和一中の相撲部が県代表に

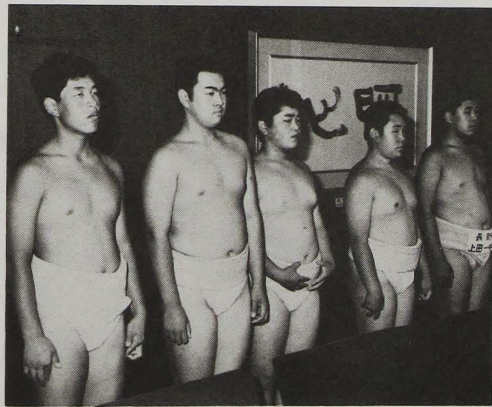
三中和一中の相撲部員あわせて十一人が、全国大会などに出場するため、八月二日市役所を訪れ、永野市長に「県代表として堂々と闘ってきます」と元気にあいさつしました(写真)。

三中の相撲部は、この七月五日に部ができたばかりですが、七月二十五日の長野県中体連夏季大会・相撲の部で団体・個人戦とも優勝し、全国中学選手権大会(八月十九日・東京)への出場権を得ました。また、一中の相撲部も同じ県大会で団体戦四位となり、中部日本選抜中学大会(八月八日・木曽福島)への出場権を得ました。

◆鎌倉とバレー・野球の親善試合

姉妹都市鎌倉市の山崎地区の皆さん三十六人が、上田市を訪れ、七月二十四日に川辺町の皆さんとバレーボールや野球の親善試合をしました。

二十四日の午前中、勤労者体育センターでは、お母さん同士がバレーボールの試合を行い(写真)、午後は子供同士が川辺小学校で野球をしました。鎌倉市のお母さんは「これからはスポーツを通して、両市の親戚づき合いを深めたい」と語っていました。



ご寄付お礼

次の皆様から、温かいご寄付をいただきました。厚くお礼申し上げます。

- ▽上田さつき会様 六千四百一十一円 社会福祉基金の積立金として
- ▽市川義春様(常田二) 四万円 社会福祉基金の積立金として
- ▽上小木造住宅推進協議会様 銘木いちい花びん百個 市庁舎備品として
- ▽小宮山幸男様(中央六) 一万円 社会福祉基金の積立金として
- ▽清水国太郎様(桜台) 絵画一点 市民会館掲額用に
- ▽文化会館建設を推進する市民の会様 グランドピアノ一台、指揮台一台 文化会館大ホール用として
- ▽神戸大学教育学部様 絵画一点(山本鼎作・油彩画三十号) 山本鼎記念館展示用に
- ▽上田ライオンズクラブ様 二十万円 「どろかぶら」観賞経費として
- ▽上田城南ライオンズクラブ様 十万円 「どろかぶら」観賞経費として

ものを大切に:

不用品登録情報

②ゆすつてほしい品物がある人も、あらかじめ申し出て登録してく

環境課へ登録してください。

上田の印象

観光客にインタビュー

上田市には、上田城や信州の鎌倉など、市民が誇りとする観光地がたくさんあります。夏の観光シーズンを迎え、今年も大勢の観光客が、県内外から上田市を訪れています。

そこで、県外の観光客三人に「上田の印象」を語っていただきました。（取材は八月一日、前山寺と安楽寺で行いました）

お寺にいと

心が落ち着く

益子 宏美さん



栃木県藤岡町
22歳・教員

大学時代の友人が、上田市に二人もいます。大学を卒業して初めての夏、思いきって上田に来ました。

二人の友人に車で案内してもらい、今日の早朝、車で静岡を走り、いま最初の目的地・前山寺に着いたところです。信州の鎌倉は、静岡駅でいただいたパンフレットを見て初めて知りました。もちろん、上田は初めてです。



静岡市
57歳・会社員

原木 薫さん

お茶の用意

ありがたい

い、別所温泉の安楽寺、常楽寺、北向観音、それに中禅寺、いま前山寺に着いたところです。私は、古いお寺が好きなので、このようなお寺にいと、とても心が落ち着きます。上田は緑の山々と千曲川の流れが印象的です。（若い女性の三人グループ、前山寺で）

上田の水は

おいしい

浜田 末子さん



高知県伊野町
57歳・主婦

私の息子が、この七月に千葉から上田に転勤となり、息子夫婦が「ぜひ一度上田に来てみたら」と勧めるものですから、初めて信州に来ました。今日は、前山寺と北向観音を見ました。

上田は、水がとてもおいしいですね。高知でおいしいものといえば、やはり新鮮な魚です。息子は「こちらは運転マナーがとてもよく、歩行者優先が徹底している」と驚いていました。（息子夫婦と一緒に、安楽寺で）

ものを大切に： 不用品登録情報

皆さんから寄せられた不用品の登録を「不用品登録情報」として、月一回お知らせしていますが、今回はその二十六回目です。

不用品の登録をされる方は、次の事項を必ず守ってください。
①ゆずりたい品物がある人は、品名、程度、数量、希望価格、住所、氏名、電話番号などを生活

- ② 環境課へ登録してください。
- ③ 生活環境課では、ゆずってほしい人に不用品の紹介をしますが、紹介を受けた人は不用品登録者と直接交渉し、価格、取り引き方法などを決めてください。
- ④ 紹介を受けた人は、取り引きの結果（成立、不成立にかかわらず）を生活環境課へ、必ず十日以内にご連絡ください。

不用品登録情報 その②⑥（主なもの）

（8月3日現在）

ゆずります	〈希望価格〉	ゆずってください
学習机 木製	500円	ベビーラック
電子炊飯ジャー	5,000円	ベビーカー
エアコン 56年購入	60,000円	すべり台、ブランコ
編 機 2か月使用	30,000円	三輪及び普通自転車
ボラロイドカメラ	15,000円	カラーテレビ
8ミリ撮影機 53年購入	40,000円	シングルベッド
下駄箱	1,000円	二段ベッド
ふろ一式 都市ガス用、1年使用	30,000円	湯わかし器
サイドボード	12,000円	ガスレンジ、ガス台
ぶらさがり健康器	4,000円	英文タイプライター
ルームランナー	8,000円	物置、流し台
学習百科大辞典(23巻)	50,000円	天体望遠鏡
花ゴザ	1,000円	顕微鏡
◎じゅうぶん活用できる不用品は、 どんなものでも登録しましょう。		オルガン、ピアノ もちつき用石うす

- ◇ゆずりたい品物、ゆずってほしい品物がありましたら、生活環境課生活係（☎224100 内線301）へお気軽にご連絡を。
- ◇紹介後のトラブルなどについては、責任を負いかねますのでご了承ください。

東信労働学校日程表

月 日	科 目	講 師
9月1日 (水)	技術革新と新しい労使関係	東京新聞論説委員 吉野恭太郎さん
9月2日 (木)	高齢化社会における生活設計	経営評論家 岩崎 隆治さん
9月3日 (金)	最近の経済情勢と 企業経営について	八十二銀行上田経営相談所 所 長 小林 清隆さん
9月7日 (火)	最近における労働判例の動向	早稲田大学教授 島田 信義さん
9月8日 (水)	大脳のはたらきと 職場のいきがい	㈱新興製作所 取締役社長 和田 孝式さん

東信労働学校に

ご参加を

東信労政事務所 ☎ 231629

労使問題についての知識と理解を深めていただくため、東信労働学校を開きます。どなたでもおでかけください。

とき：九月一日(水)～同三日(金)と
同七日(火)～同八日(水)の五日間、
午後六時～同八時

ところ：上田消費生活センター
受講料：無料

健康マラソンに

ご参加を

申込締め切り：八月二十四日(火)
申込先：上田合同庁舎・東信労政
事務所に申込書か電話でお申し
込みください。

郵便局では、男女ペアで参加する「第四回簡易保険・郵便年金健康マラソン信越大会」の参加者を次のとおり募集しています。ふってご応募ください。

とき：十月三日(日)小雨決行

ところ：長野運動公園陸上競技場
長野運動公園ジョギングコース

種 目：十キロ組と五キロ組の二
種目で、ペアとなる男女は同じ
距離を走ることとします。

年齢制限：男女とも十二歳以上と
します。ただし、十キロ組につ
いては、十月一日現在満十五歳
以上満六十歳未満とします。

申込方法：男女ペアを一組として、

所定の申込用紙(郵便局にあり
ます)または官製はがきに、参
加希望者の氏名、住所(郵便番
号)、年齢、性別、電話番号をご
記載のうえ、〒380 長野市
栗田舎利田八〇一 信越郵政局
簡保マラソン実行委員会へお申
し込みください。

○建築技術職(高卒程度)「昭和
三十八年四月二日以降に生
まれた人で、高校の建築課程
を修了、または修了見込みの

書(高校在学者は、統一応募書
類を使用。その他の人の履歴書
は、総務課にあるものを使用)
▽住民票抄本または家族の住民票

テーマ：「わが家の交通安全」
家庭で交通安全について話し
合った内容や方法、話し合った
結果を実践していることなどに

申込期限：八月三十一日(当日消
印有効)

参加料：無料

参加予定ペア：三百ペア

賞：郵政大臣賞・簡易保険局長賞
Ⅱ種目ごとに一組、郵政局長賞
Ⅲ種目ごとに三組

着付け教室

ダンス教室の 生徒を募集

勤労青少年ホーム ☎ 2271117

勤労青少年ホームでは、次のと
おり着物着付け教室と社交ダンス
教室の生徒を募集します。対象者
は、二十九歳までの勤労青少年で
す。ご希望の方は、来館(開館時
間は午後一時～同九時)のうえ費
用を添えてお申し込みください。

〈着物着付け教室〉

期 間：九月～十一月(午後六時
三十分～同八時三十分)

定 員：水曜コース、木曜コース
各十二名

費 用：受講料二千元(全期間)

ほかテキスト代

〈社交ダンス教室〉

期 間：九月～三月(午後六時三
十分～同八時三十分)

定 員：男女各二十名(木曜コー
ス)

費 用：月千円(テキスト代など)

9月の乳幼児健康診査

9月の乳幼児健康診査を下記により行います。受付時間は、
いずれも午後1時から2時。

母子健康手帳をお持ちください。

会 場	健 診	実 施 日	対 象 児
上田市保健センター	4か月児	9月2日	57年4月16日～4月30日生
		9月16日	57年5月1日～5月15日生
	10か月児	9月7日	56年10月16日～10月31日生
		9月17日	56年11月1日～11月15日生
	1歳6か月児	9月9日	56年2月16日～2月28日生
		9月21日	56年3月1日～3月15日生
塩田母子健康センター (塩田地区)	3歳児	9月6日	54年8月1日～8月15日生
		9月20日	54年8月16日～8月31日生
	4か月児	9月8日	57年4月16日～5月15日生
	10か月児	—	56年10月16日～11月15日生
川西社会福祉センター (川西地区)	1歳6か月児	9月22日	56年1月16日～3月15日生
	3歳児	—	—
	4か月児	9月14日	57年4月16日～5月15日生
	10か月児		56年10月16日～11月15日生
	1歳6か月児		56年2月16日～3月15日生
	3歳児	—	—

今月の納税

市県民税

第2期

今月の納税は、市県民税第2期です。
税金は、納期内に納入されますようご
協力ください。

今月の納期限は、8月31日(火)です。

〈収税課 ☎ 224100内線241・有線②0691〉

かなえよう 夢と希望を
税金で

(市内中学生納税標語入選作品)

賞：最優秀Ⅰ各一部一名、佳作Ⅱ小
学生の各部・中学生の部各学年
十名以内、母親の部・一般の部
各部十名以内

▽プレイゾーン
○人力気球散歩 ○息で回す風
車 ○強力磁石 ○キューブタ
ワロー○サファリゲーム

月 1 日
号田 市
書 課
②4100
印刷

あなたの国民年金 ⑤8

上田市内の拠出制(保険料を納める)国民年金の受給者は、老齢・母子など合わせて9,000人ほどになっており、老後や「子育て」の生活を支えています。しかし、中には次のように年金を受けられない例も出ていますので、保険料は完納したか、そのときどきに必要な手続きが済んでいるか、確かめてください。

たった1か月の不足 A子さんの場合

A子さんは、満60歳になるまで11年4か月の間、保険料を納め続けました。若いころに数年間の会社勤めをした記憶があり、ご主人も厚生年金に加入していたことがあったので、61歳になった今年、老齢年金(通算)の手続きをしました。大正10年2月生まれなので、保険料を納めた期間が15年(昭和5年4月1日以前に生まれた人は、年数が24年~10年の間で短くなっています)あればよく、期間を通算すれば年数の条件は満たしているように考えられました。ところが、社会保険事務所でA子さんの厚生年金期間を調べたところ、この期間がなく通算になりません。

一方ご主人の厚生年金は、会社勤め(厚生年金)と国民年金(強制加入)の間を何回か行き来しており、A子さんに必要な「カラ期間」(ご主人が加入している厚生年金の期間から、A子さんが国民年金に任意加入しようとするばできた期間=年数を借りて、年数を満たす方法)の年数は3年7か月しかありませんでした。A子さんは、自分が保険料を納めた国民年金の期間と「カラ期間」を合わせて14年11か月にしかありません。つまり、15年に1か月不足していたのです。

60歳を過ぎているA子さんは、国民年金では保険料を納めることはできません。年金を受けるためには厚生年金のある会社などに1年間(厚生年金の期間は合わせて1年以上にならないと通算できない)勤めるより方法がなくなりました。

A子さんの例から、次のことがらに注意してください。

1. 厚生年金の期間を確かめること

勤めに出ていたから厚生年金に加入していたはずだ—と思っていても、加入していない場合があります。また、退職時に脱退一時金を受取ったため、期間が空白になっている場合もあります。

これまでに勤めに出た経験のある人は多く、厚生年金など公的年金と国民年金の通算で年金の手続きをする人が増加してきています。将来に備えて自分の厚生年金の期間を、1度は確かめてみてください。

毎月の社会保険出張相談を利用されるか、国民年金係に手続きの用紙があるのでご相談ください。

2. 配偶者の退職時の手続きを忘れずに

国民年金では、配偶者が厚生年金などに加入していると、妻や夫は「任意加入者」となって、加入や脱退が自由になります。配偶者が年金を受けるのに必要な年数にならないうちに退職すると、夫婦とも「強制加入者」となり、将来の年金に必要な年数を満たすために、保険料を納めることになります。

A子さんは、国民年金に加入する前に、ご主人が何回か勤めを退職していますが、そのときどきに異動の手続きをしなかったため、強制加入の期間の保険料の納付がなく、またご主人の厚生年金の期間も短かったため、必要なカラ期間も少なかったものです。

3. 面倒がらないで

自分や配偶者の年金に異動があったときは、必ず市役所に届をしてください。勤めをやめたとき「すぐに、勤めに出る予定だから」と、届をしない人を見られますが、このようなことが、将来とりかえしのつかない原因になることが多いので、面倒がらずに手続きを済ませてください。

〈国保年金課年金係 ☎②4100 内線284・有線②0711〉



選挙の知識

立候補について

被選挙権があり、立候補の制限に該当しなければ、だれでも選挙の候補者となることができます。選挙は立候補制となっていますので、その選挙の選挙長に立候補の届出をしなければなりません。

届出の方法は、候補者自身がする本人届、または推薦者が候補者の承諾を得て届出する推薦届があり、いずれも文書(指定の届書類)で届出することになっています。この届出期間は、公示(告示)の日から2日間で、午前8時30分から午後5時までとなっています。

届出するときは、町村の議会議員選挙を除くすべての選挙において、一定金額(供託金)を法務局へ供託しなければなりません。これは、売名候補者などの乱立を防止する目的で制度化されたもので、選挙後は返還されますが、一定の得票数に達しないときは、その地方公共団体(衆・参議員選挙は国庫)に没収されます。